

03 岩渕薬品株式会社

所在地 千葉県
設立年 1948年
業種 卸売業、小売業
事業概要 医薬品総合商社
従業員数 508名(時点:2024年6月1日)

POINT

- ▶がんだ特定の疾患の治療を受ける際に利用できる治療休暇や、ドナー登録・提供の際に利用できるドナー休暇を導入
- ▶両立支援コーディネーターの資格を持つ従業員からの提案により制度化。いずれも有給で年10日取得可能。継続的な通院・治療等に活用されている
- ▶特別休暇を有給とすることで、年次有給休暇は心身の健康・リフレッシュに活用してほしいというメッセージの補強にもなっている

導入背景

次の100年は地域への恩返しとして、地域で働く人を健康にしたいという思いで様々な取組を実施

- 当社は創業110周年を迎えており、現社長の就任時に、これまで100年やってこられたのは地域のお陰であり、これからの100年は地域への恩返しとして地域貢献をしていこうという方針が掲げられた。
- 創業以来、医薬品卸として医薬品を医療機関に届けることで、病気になった人のための仕事をしてきた。これからは「病気になる前」にも範囲を広げ、人が生まれてから亡くなるまでの健康に関する事業に取り組んでいく方針である。特に地元でもある千葉県で働く人を健康にしたいという狙いで様々な取組を行っている。
- 従業員とその家族の心身の健康を経営の最重要課題のひとつと考え、従業員がイキイキと働ける環境づくりを目指している。2023年には、経済産業省の「健康経営優良法人2023(中小規模法人部門)」の認定を取得している。
- 社内では地域貢献や健康に関する話題が一層活発になり、健康な従業員がいるからこそ地域貢献が可能であるという意識が広がっている。



本社での集合写真(同社提供資料より)

両立支援コーディネーターの資格を持つ従業員からの提案で、治療休暇やドナー休暇を導入

- 従業員に健康になってほしいという思いで、アプリを活用したウォーキングイベントの開催など健康増進に関わる様々な取組を行ってきた。その一方で、近年複数の従業員ががんに罹患し、治療をしながら仕事をする状況となり、治療と仕事の両立の重要性が高まった。
- そのような中で、がん治療をしている従業員が、独立行政法人労働者健康安全機構が認定する両立支援コーディネーターの資格を取得した。従業員の心や体のケアをすることも総務部の業務において大切であると考え、業務時間内に資格取得のための講座を受講し、既に3人が資格を取得した。今後も取得者を増やしていく予定である。
- 両立支援コーディネーターの資格を取得した従業員から、両立支援制度の一環として、治療休暇やドナー休暇の導入について提案があり、制度導入を決めた。

制度・運用の特徴と効果

治療休暇は、特定の疾患の治療を受ける際に年10日を有給で取得可能

治療休暇の概要

取得事由	取得可能な日数	有給・無給	特徴など
会社が定める7つの疾患の治療が対象	年10日	有給	・診断書と領収証の提出が必要 ・半日単位で取得可

- 治療休暇は、治療と仕事の両立支援を目的に2021年4月に導入した。特定の疾患による治療を対象としており、対象の疾患は、①悪性新生物(がん)、②精神および行動の障害、③循環器系の疾患(心臓病、脳血管障害、腎疾患など)、④筋骨格系および結合組織の疾患(椎間板ヘルニアなど)、⑤特定疾患治療研究事業対象疾患(難病)、⑥医師の診断に基づく不妊症(男女ともに利用可能)、⑦その他これらに準ずるものとして会社が認める疾患、の7つと定めている。
- がんに罹患した場合は、入院や手術で年次有給休暇を使い切ってしまうこともある。その後の放射線治療などで欠勤となることを防ぐためにも、年次有給休暇とは別に有給の特別休暇として設定することにした。

- 当社では、無給の病気休職制度もあるが、休職期間中は収入が減る。病気は本人の意思に関係なく誰でもなり得るものであり、また、年次有給休暇だけではカバーしきれないこともあるため、病気休職とは別に治療休暇を有給で導入することにした。
- 2023年度の年次有給休暇の取得率は7割弱であり、従業員には年10日以上取得を推奨している。継続的な治療が必要となった場合にも、年次有給休暇とは別に10日ほどの休暇を取得できた方が良く、有給で年10日を上限に設定した。導入時は、社内のグループウェア上で周知を行った。
- 利用にあたっては、診断書と領収書の提出が必要であり、上司に承認を得たうえで総務部門に申請する流れとしている。
- 2023年度の利用者数は7人で、1人あたりの平均取得日数は年8.3日であった。がんの通院治療のための利用が多く、年代で見ると40～60代の利用が多い。
- 治療休暇のほか、従業員が三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患した際に保険金を受け取ることができる三大疾病保険にも従業員一律で加入し、治療と仕事の両立を支援している。

ドナーとなった従業員の負担を軽減することを目的にドナー休暇を導入

ドナー休暇の概要

取得事由	取得可能な日数	有給・無給	特徴など
ドナーの登録の申出と骨髄もしくは末梢血幹細胞の提供のための検査・入院の際に利用可能	年10日	有給	登録・検査の案内書の提出が必要

- 治療休暇と同様に、両立支援コーディネーターからの提案を受け、2021年4月にドナー休暇を導入した。有給で年10日取得することができる。
- ドナー休暇は、骨髄移植または末梢血幹細胞移植の提供希望者として登録の申出を行う場合、または、配偶者、父母、子および兄弟姉妹以外の者に、骨髄もしくは末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出または提供に伴い必要な検査入院のために利用することができる。
- 申請にあたっては、登録・検査の案内書の提出が必要である。申請のルートは治療休暇と同様に、上司に承認を得たうえで総務部門に申請することとしている。
- 利用者はまだいないが、ドナー休暇があることで従業員がドナー協力に関心を抱いてくれれば、それも効果のひとつである。地域貢献という意味合いもあるが、従業員の家族の健康のためという思いも強い。

特別休暇があることで、年次有給休暇を心身の健康・リフレッシュに活用することも可能に

- 年次有給休暇の取得率は向上してきており、管理職もすすんで年次有給休暇を取得するようになってきている。休暇を取得しやすい風土が醸成されている。
- 一方で、病気の治療を理由に全ての年次有給休暇を消化することは望ましいことではない。治療休暇があることで、年次有給休暇は心身の健康・リフレッシュに活用してほしいというメッセージの補強にもなっている。
- がんになって休まなくてはならない状態になったり、落ち込んでいる人を身近で見ている従業員も多い。当事者でなくても、こうした制度があることで、良い会社だと思ってもらえればよい。
- 治療休暇は、現状ではがんによる利用が多いが、不妊症や精神疾患などの治療のためにも利用できる点などについて、引き続き周知していきたい。また、地域貢献につながる制度なども今後検討していきたい。

制度利用者の声

昨年がんが見つかり手術をしました。その後は抗がん剤治療が必要となり、現在は2週間に1回の頻度で通院をしながら主に営業サポートの仕事をしています。治療は、検査や診察も含むため、1日がかりになることが多いです。副作用はありますが、うまく病気と付き合いながら働くことができています。

診断を受け、会社に今後の働き方について相談した際は、両立支援コーディネーターの資格を持つ従業員が話を聞いてくれました。その際に治療休暇があることを教えてもらい、治療休暇を利用して通院するようになりました。年次有給休暇は日数に限りがあるため、治療に使うことで足りなくなってしまうことが不安でしたが、有給で年10日まで利用できる治療休暇があり、とても助かりました。両立支援コーディネーターの従業員は、制度のことだけでなく様々な相談ののってくれるので大変ありがたく、心の支えになっています。

治療休暇のように年次有給休暇とは別に取得できる有給の特別休暇があることで、私のように病気やケガで不安を抱える従業員が安心して仕事ができることは大きなメリットだと思います。ただ、治療休暇があることを知らない従業員も多いため、年に1回は全従業員に周知するようにするとより浸透するのではないかと思います。特に、当社は千葉県内を中心に12か所の営業所があるため、所属長にも定期的にリマインドを行うことで、万が一、部下が病気になってしまったとしてもすぐにアドバイスできるような体制を強化できるのではないかと考えています。また、従業員が安心して働ける環境を会社が用意しているというメッセージを広げることもできると思います。

既に何らかの不安を抱えている従業員がいるとしたら、制度を利用することで少しでも不安を解消してほしいです。こうした休暇があれば、治療との両立がうまくできずに仕事を辞めようと思っている従業員が離職せずに働き続けられることにもつながるのではないかと思います。